

1 保健所からの指示について

PCR 検査結果が陽性であれば、保健所から疫学的調査の実施及び必要に応じて施設等の消毒命令が発せられる。

(1)疫学的調査(保健所が実施)

①感染者等から、行動状況等を聞き取り、濃厚接触者の有無及び特定を行う。

◆特定された濃厚接触者について

⇒①現在の症状の有無を確認

②必要者に PCR 検査の実施⇒陽性の場合⇒入院へ

⇒陰性の場合⇒自宅待機(14日間)

(2)消毒命令(保健所から)が発出された場合

①保健所の疫学的調査実施後に消毒が必要な場合は、保健所から「消毒命令」が文書で発出され、消毒箇所の指示がある。

※消毒命令に記載された内容の指示に従い、消毒作業を実施する。

※保健所からの消毒箇所の指示を踏まえ、その上で人数や対応内容を決定する。

(3)消毒命令が発出されない場合

①消毒は、消毒命令の発出の有無に関わらず管理者(津山市教育委員会)が実施する。

⇒消毒の責任者はその場所を管理する者もしくはその代理をする者を原則とする。

②消毒作業は、岡山県美作保健所、学校医及び学校薬剤師等と連携し、実施すること。

③新型コロナウイルス感染症の生存期間は24～72時間^{※1}とされており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの措置を講ずる。

※1 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式 2020.8. 6Ver. 3」～ 参照

2 学校内消毒について

(1)事前準備

①校長は、消毒場所等を一覧にまとめた資料(共用部を印した平面図・対応名簿順位表等)を作成し、全ての教職員と情報共有すること。(学校対応)

②校長は、消毒作業に従事する場合の教職員を人選しておくこと。(学校対応)

③教育委員会は、各対応マニュアルの周知及び消毒作業物品の把握をしておくこと。

・「児童生徒・教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の学校対応マニュアル」

・「新型コロナウイルス感染症発生時の消毒マニュアル(津山市作成)」

・本マニュアル

・消毒物品一式は市役所本庁舎4階倉庫に保管(管理は保健給食課)

(2)消毒作業体制(人員)

①教育委員会は、保健所の疫学的調査を踏まえ、当該校長(※前述の対応名簿順位表での対応)と情報共有しながら、感染者、濃厚接触者の行動履歴を学校平面図に落とし込む作業を行う。

②作業体制は、教育委員会職員(教育総務課・学校教育課・保健給食課・次世代育成課)を中心に組むが、状況により、当該校の教職員にも依頼する。

(3)消毒作業時期

- ①保健所から消毒命令が発出された場合は、命令内容指示に従う。
- ②保健所からの消毒命令が発出されていない場合は、関係機関(岡山県美作保健所、学校医、学校薬剤師等)と協議の上決定する。

(4)消毒場所及び消毒方法

- ①消毒場所及びその方法については、学校薬剤師と連携して決定する。
- ②「新型コロナウイルス感染症発生時の消毒マニュアル(津山市作成)」に沿って行う。

(5)消毒作業における準備品等

- ①防護服(キャップ・マスク・ガウン・手袋)、アルコール消毒液等の必要物品は、教育委員会で準備する。

3 その他

コロナウイルス感染症の感染状況や国、県からの通知等により、本マニュアルは随時変更を行うこととする。